

第2回特別自治市構想等大都市制度に関する研究会 議事録（概要）

日時：令和3年7月20日（火）18:00～20:00

場所：神奈川県庁新庁舎 議会第1会議室

出席者：碓井光明【座長】、牛山久仁彦【座長代理】、伊集守直、板垣勝彦、関口智、谷口尚子（敬称略、順不同）

内容：県事務局より資料説明、その後意見交換を行った。

（委員の主な発言）

【二重行政】

- 「重複型」については、施設や助成金等で重複する部分があったとしても、それ自体が何か不都合をもたらすものではなく、むしろ選択肢が増える等悪いこととは言えないのではないかと。
- 「分担型」についても、県と市の権限が錯綜しているところがあるものの、県市で協議をした上で、適切に分担をしているのであれば、問題はないのではないかと。
- 横浜市はこれまでやってきたような個別に対応していくやり方ではなく、県の権限・財源を全てほしいと主張していることから、なぜ個別に対応していくやり方ではだめなのか、きちんと問うていく必要があるのではないかと。

【税制上の不十分な措置】

- 大都市特例の財政措置として、例えば個人住民税所得割の10%の割合を県市でどう分け合うのかという議論もあるかと思うが、地方自治体全体が財源不足の状況なので、それでは根本的な解決にならない。そうすると、本来の仕事量に応じた税源を国に求めるということになるが、国も移譲する財源が厳しい。つまり、国も地方も税収が足りない中、国民や住民にどのように負担してもらうのかという問題に、国と地方がどう向き合うかということではないかと。ただし、これは必ずしも横浜と神奈川の問題ではなく、全国の地方自治体が抱える財源の問題である。

【県の総合調整機能】

- 広域自治体というのは、都市部だけで構成されることは想定されていないのではないかと。およそ人間は都会だけでは生きられない。色々な地域を包括して人の生活は成り立っており、お金を生み出す地域だけではなく、水源のようにヒトが生活するにあたって必要な地域も含めて、広域自治体が構成されていると思う。

【財源の再分配機能】

- 「再分配機能」という表現について、交付税のように集めたお金を配分しているわけではないので、県民に対する行政サービスを保障しているという言い方のほうが適切ではないかと。
- 県が行う事務は、基礎自治体間ではスピルオーバーが発生してしまうものである。資源配分

の効率性という観点から議論しても良いのではないか。

- 地方自治体は、一般企業と異なり分割・統合を繰り返すことは困難であり、特別自治市に移行してスケールメリットを捨てることがどうなのか、しっかりシミュレーションしながら中長期的に検討することが必要なのではないか。

【その他】

- 前回の研究会の知事あいさつにもあった「住民目線」というのは、この研究会においても、とりまとめの際に軸になってくる言葉なのではないか。
- 特別自治市は、「基礎的な地方公共団体」のまま、「広域の地方公共団体」である道府県のすべての権限と財源を併せ持つことになるが、それぞれの現行法上の位置づけを踏まえた上で、そうした概念が成立するのか疑問。

以上。